

□ 付議理由

城陽市が土地区画整理事業を進めるにあたり、事業計画案を縦覧したところ、利害関係者から意見書が提出されたことから、京都府都市計画審議会に意見書を付議し、その意見書内容の採否を審議いただくもの(根拠法:土地区画整理法第55条第3項、第4項)

□ 経過・事前審査状況

- (土地区画整理事業の都市計画決定 平成24年7月6日)
- 城陽市が施行する事業計画の縦覧 平成25年2月5日～平成25年2月18日(意見書の提出期限3月4日)
- 意見書提出数 26通(うち取り下げ9通)
- 事前審査の状況

京都府都市計画審議会条例に基づき常設されている「土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書検討委員会」(学識委員5名で構成)を5月～7月にかけて3回開催し事前審査

□ 審議内容

「土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書検討委員会」での事前審査結果の報告を受けて、提出された意見書内容の採否を審議いただくもの

